

地域密着型 特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ(ユニット型) ご利用料金

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付	介護保険施設サービス費	6,440	7,120	7,850	8,540	9,220
	栄養マネジメント加算	140				
	看護体制加算Ⅰ	120				
	日常生活継続支援加算	460				
	夜勤職員配置加算Ⅱ	460				
	口腔衛生管理体制加算(月額)	300				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(介護保険分合計の8.3%)				
	介護給付額計(30日)	247,900	269,992	293,710	316,128	338,221
	1割負担額	24,790	26,999	29,371	31,613	33,822
	2割負担額	49,580	53,998	58,742	63,226	67,644
自己負担分	食費(30日)	第1段階	9,000 (300 /日)			
		第2段階	11,700 (390 /日)			
		第3段階	19,500 (650 /日)			
		第4段階	41,400 (1,380 /日)			
	居住費(30日)	第1段階	24,600 (820 /日)			
		第2段階	24,600 (820 /日)			
		第3段階	39,300 (1,310 /日)			
		第4段階	59,100 (1,970 /日)			
ご利用者負担額計(30日)	第1段階	58,390	60,599	62,971	65,213	67,422
	第2段階	61,090	63,299	65,671	67,913	70,122
	第3段階	83,590	85,799	88,171	90,413	92,622
	第4段階 (1割負担の方)	125,290	127,499	129,871	132,113	134,322
	第4段階 (2割負担の方)	150,080	154,498	159,242	163,726	168,144

※外泊及び入院中も居住費をお支払いいただきます。なお、利用者負担第1段階及び第2段階の方は、外泊及び入院された日の8日目以降は、居住費(1,330円/日)をお支払いいただきます。

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、加湿器、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1か月あたり1台300円、電気毛布や電気ヒーター等につきましては1か月あたり1台1,500円をご負担いただきます。

《介護保険給付の対象となるサービス体制の加算》

- ①**栄養マネジメント加算**：常勤の管理栄養士を配置し、他の専門職が共同してご利用者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成しています。
- ②**看護体制加算Ⅰ**：常勤の看護職員を1名以上配置し、ご利用される方々の健康状態の把握を行います。
- ③**日常生活継続支援加算**：前6か月間の新規入居者の総数のうち、要介護4もしくは要介護5の割合が70%以上、または日常生活に支障をきたし介護が必要な認知症(認知症高齢者自立度Ⅲa以上)の方の割合が65%以上、または痰の吸引等が必要な方の占める割合が15%以上いる場合において、入居者6名に対し介護福祉士を1名以上配置して安定的な介護サービスを行っています。
- ④**夜勤職員配置加算Ⅱ**：夜勤職員を標準人数以上配置し、介護が困難な方に対する質の高いケアを実施できるよう努めています。
- ⑤**口腔衛生管理体制加算**：ご利用される方々に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を受けています。
- ⑥**介護職員処遇改善加算Ⅰ**：介護職員の処遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措を講じることにより算定いたします。

(※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせをいたします。)

●利用者負担段階について

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。 配偶者が非課税の方。 預貯金等の合計が1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円)以下の方。 生活保護の方。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額、課税年金、非課税年金すべての収入額の合計が年間80万円以下の方。 配偶者が非課税の方。 預貯金等の合計が1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円)以下の方。
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。 配偶者が非課税の方。 預貯金等の合計が1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円)以下の方。
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税世帯の方。 配偶者が市町村民税課税の方。 預貯金等の合計が1,000万円(配偶者がいる場合は夫婦合計で2,000万円)以上の方。

加算の種類		加算条件	費用	
看護体制加算Ⅱ		看護職員を基準人数以上配置し、また看護職員による24時間の連絡体制を確保し、利用される方々の重度化に伴う医療ニーズに対応する場合	230円/日	
個別機能訓練加算		理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行う場合	120円/日	
療養食加算		医師の指示に基づく療養食を提供した場合	60円/回	
初期加算		新規入居や30日以上入院から戻ってきた場合(30日間加算)	300円/日	
入院、外泊時加算		外泊又は入院をされた場合。(入院日(外泊日)の翌日から6日間加算。また、月をまたがる場合は、最大12日間加算)	2,460円/日	
口腔衛生管理加算		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行なった場合	900円/月	
再入所時栄養連携加算		1度退所された方が、医療機関に入院し再入所される際で、以前入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と当管理栄養士が連携し栄養計画を立案した場合	4,000円/回	
低栄養リスク改善加算		低栄養状態の方に対し、医師、看護師、管理栄養士等の多職種が共同して栄養改善の為に計画を作成し、計画に基づき栄養管理を行う場合	3,000円/月	
褥瘡マネジメント加算		褥瘡発生を予防する為に定期的評価を行い、医師、看護師、介護職員等の多職種が共同し褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づき褥瘡管理を行う場合	100円/3ヶ月に1回	
排せつ支援加算		適切な対応により排せつのお世話状態を軽減できると医師、医師と連携した看護師が判断した方に対し、医師、看護師、介護職員等が共同し支援計画を作成し、計画に基づき支援を行う場合	1,000円/月	
経口移行加算		経管により食事を摂取する方が、経口摂取を進めるために、医師又は歯科医師の指示に基づき栄養管理を行う場合(180日を限度)	280円/日	
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護加算1	医師が終末期であると判断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行ない、当該施設以外の介護保険施設又は医療機関において死亡した場合(30日限度)	死亡日以前4日~30日	1,440円/日
	看取り介護加算2		死亡日前日、前々日	6,800円/日
	看取り介護加算3		死亡日	12,800円/日
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護加算1	医師が終末期であると判断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行ない、当該施設内において死亡した場合(30日限度)	死亡日以前4日~30日	1,440円/日
	看取り介護加算2		死亡日前日、前々日	7,800円/日
	看取り介護加算3		死亡日	15,800円/日
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	退所に先立ち居宅を訪問し、退所後の保健医療福祉サービスについて、家族等に相談援助を行った場合(入所中1回又は2回)	4,600円/回	
	退所後訪問相談援助加算	退所後に居宅等を訪問し、家族等に相談援助を行う場合(退所後1回限り)	4,600円/回	
	退所時援助加算	退所時に相談援助を行った場合(1回限り)	4,000円/回	
	退所前連携加算	退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合(1回限り)	5,000円/回	
在宅復帰支援機能加算		在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	100円/日	
在宅・入所相互利用加算		複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、同一の個室を計画的に利用する場合	400円/日	
口腔衛生維持管理加算		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合	1,100円/月	
経口維持加算Ⅰ		経口により食事を摂取されている方のうち、摂食機能障害や誤嚥の恐れがある方について医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成した上で栄養管理を行う場合	4,000円/月	
経口維持加算Ⅱ		経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士を加えた場合	1,000円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所の必要があると判断した者に対して、施設サービスを行った場合(7日限度)	2,000円/日	
若年性認知症利用者受入加算		個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行います	1,200円/日	